

第4章 都市機能誘導区域等の設定

1 都市機能誘導区域設定の考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

- ・立地適正化計画における「都市機能誘導区域」の定義は、以下のように定められています。(引用：第10版都市計画運用指針)

都市機能誘導区域

- 原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
- 都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合、もしくは都市機能誘導区域内において誘導施設の休止または廃止する場合は、市への届出が必要。

(2) 都市機能誘導区域設定の基本方針

- ・都市機能誘導区域を設定する上での基本的な方針を以下のように設定します。

基本方針① 多治見市の「まちの顔」となる中心拠点づくり

- 子どもから高齢者まで誰もが快適な暮らしを実現できる医療・福祉、商業、文化、公共交通等の多様な生活サービスが揃う中心拠点を目指します。

基本方針② ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくり

- 郊外地域においては、地域コミュニティが維持され、徒歩圏で日常的な生活ができ、中心市街地にも公共交通でアクセスしやすい拠点を配置します。

（１）都市機能誘導区域の設定方法

- ## 【区域設定の流れ】

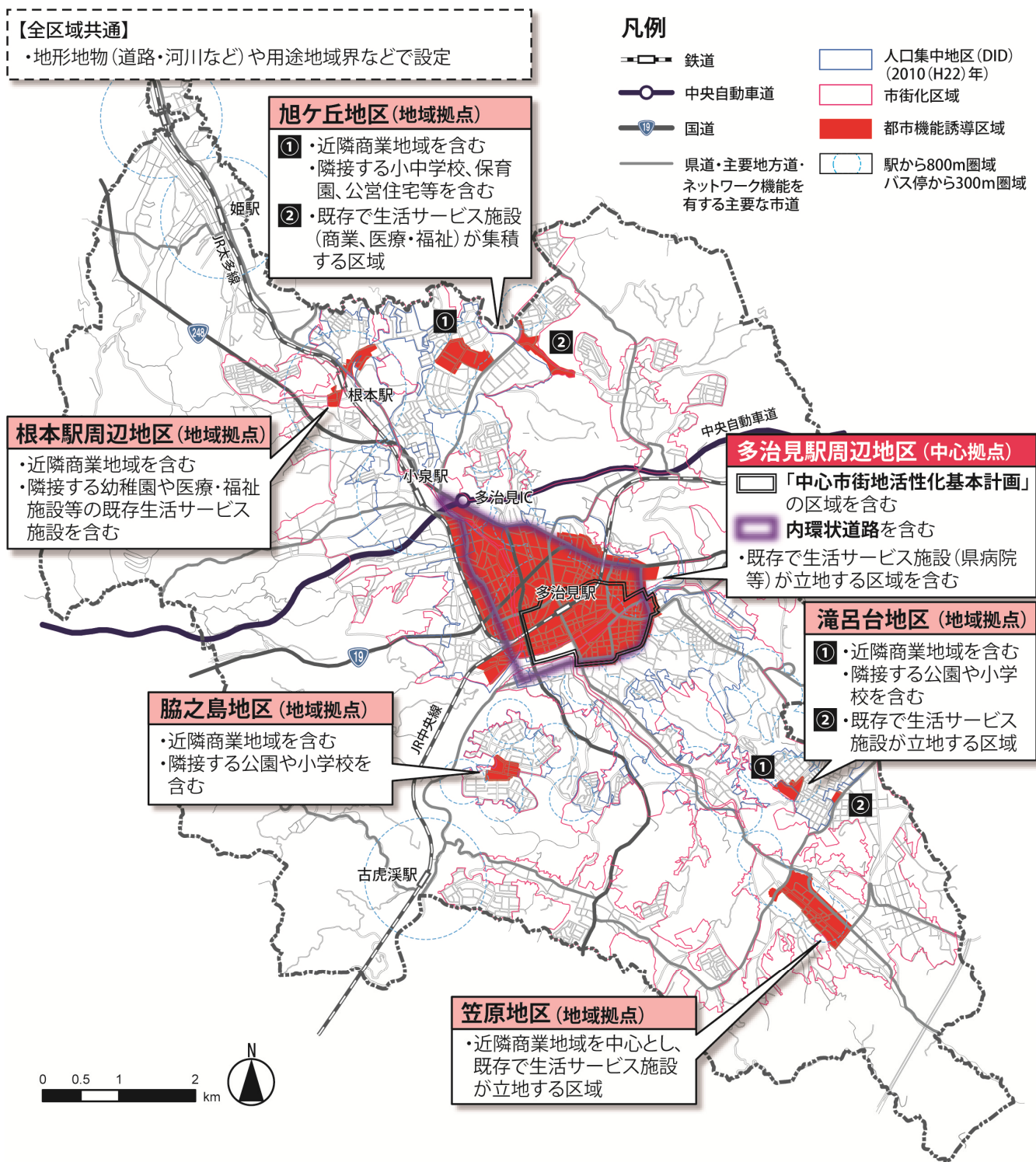


(2) 都市機能誘導区域

- ・市全域における都市機能誘導区域は以下に示すとおりです。(各地区における誘導区域の詳細については「資料編」(59 ページ以降)を参照)

■都市機能誘導区域一覧

拠点	地区名	設 定 区 域	区域面積
中心 拠点	①多治見駅周辺地区	・多治見駅を中心とした区域(※土岐川面積は除く)	356.3ha
地域 拠点	②根本駅周辺地区	・根本駅を中心とした近隣商業地域を含む区域	10.9ha
	③旭ヶ丘地区	・「旭ヶ丘中央」バス停を中心とした近隣商業地域を含む区域	27.1ha
	④脇之島地区	・「多治見ホワイトタウン」バス停を中心とした近隣商業地域を含む区域	6.9ha
	⑤滝呂台地区	・「タウン滝呂センター」バス停を中心とした近隣商業地域周辺及び生活サービス施設が立地する区域	6.3ha
	⑥笠原地区	・「モザイクタイルミュージアム」バス停を中心として、公共施設や生活サービス施設が集積する近隣商業地域を含む周辺の区域	36.0ha
都市機能誘導区域 合計			443.5ha



都市機能誘導区域と設定の考え方

3 誘導施設（機能）の設定

（１）誘導施設（機能）の考え方

①誘導施設とは

- ・立地適正化計画における「誘導施設」の定義は、以下のように定められています。

誘導施設（引用：第10版都市計画運用指針）

- 都市機能誘導区域ごとに設定する**立地を誘導すべき施設**。（医療施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）
- 都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合、もしくは都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止する場合は、市への**届出が必要**。

※なお、本市における誘導施設は、公共施設の複合化等があることを考慮し、物理的な建物だけでなく「機能」も示すものとして「誘導施設（機能）」と表現します。

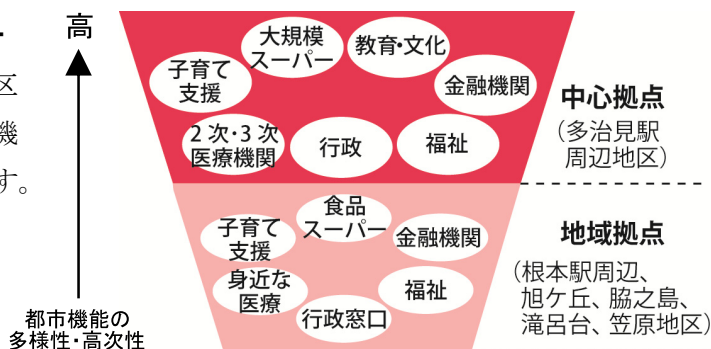
地方中核都市における誘導機能のイメージ

機能	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	○中枢的な行政機能	○日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等
介護福祉機能	○市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	○高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能
子育て機能	○市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	○子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
商業機能	○時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能	○日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能
医療機能	○総合的な医療サービス(2次医療)を受けることができる機能	○日常的な診療を受けることができる機能
金融機能	○決済や融資などの金融機能を提供する機能	○日々の引き出し、預け入れなどができる機能
教育・文化機能	○市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	○地域における教育文化活動を支える拠点となる機能

（資料：立地適正化計画作成の手引き）

②誘導施設（機能）設定の基本方針

- ・誘導施設の定義及び、都市機能誘導区域の誘導方針を踏まえ、誘導施設（機能）の基本方針を以下に設定にします。



基本方針① 中心拠点におけるより高次で多様な生活サービス施設（機能）の維持・誘導

- 中心拠点においては、地域拠点から公共交通によりアクセスし、より高次の生活サービスを楽しむよう医療、福祉、商業施設（機能）等を維持・誘導します。

基本方針② 地域拠点における日常生活に必要な生活サービス施設（機能）の維持・誘導

- 地域拠点においては、既存の生活サービス施設（機能）の立地の維持を基本としつつ、徒歩圏で医療、福祉、商業等の日常生活に必要な施設（機能）を誘導します。

（２）誘導施設（機能）の設定

①誘導施設（機能）の設定方法

【対象施設】

- ・誘導施設（機能）の設定にあたっては、「誘導施設（機能）の考え方」及び「誘導施設（機能）設定の基本方針」に基づき、以下の施設（機能）を候補とします。

■誘導施設（機能）の候補

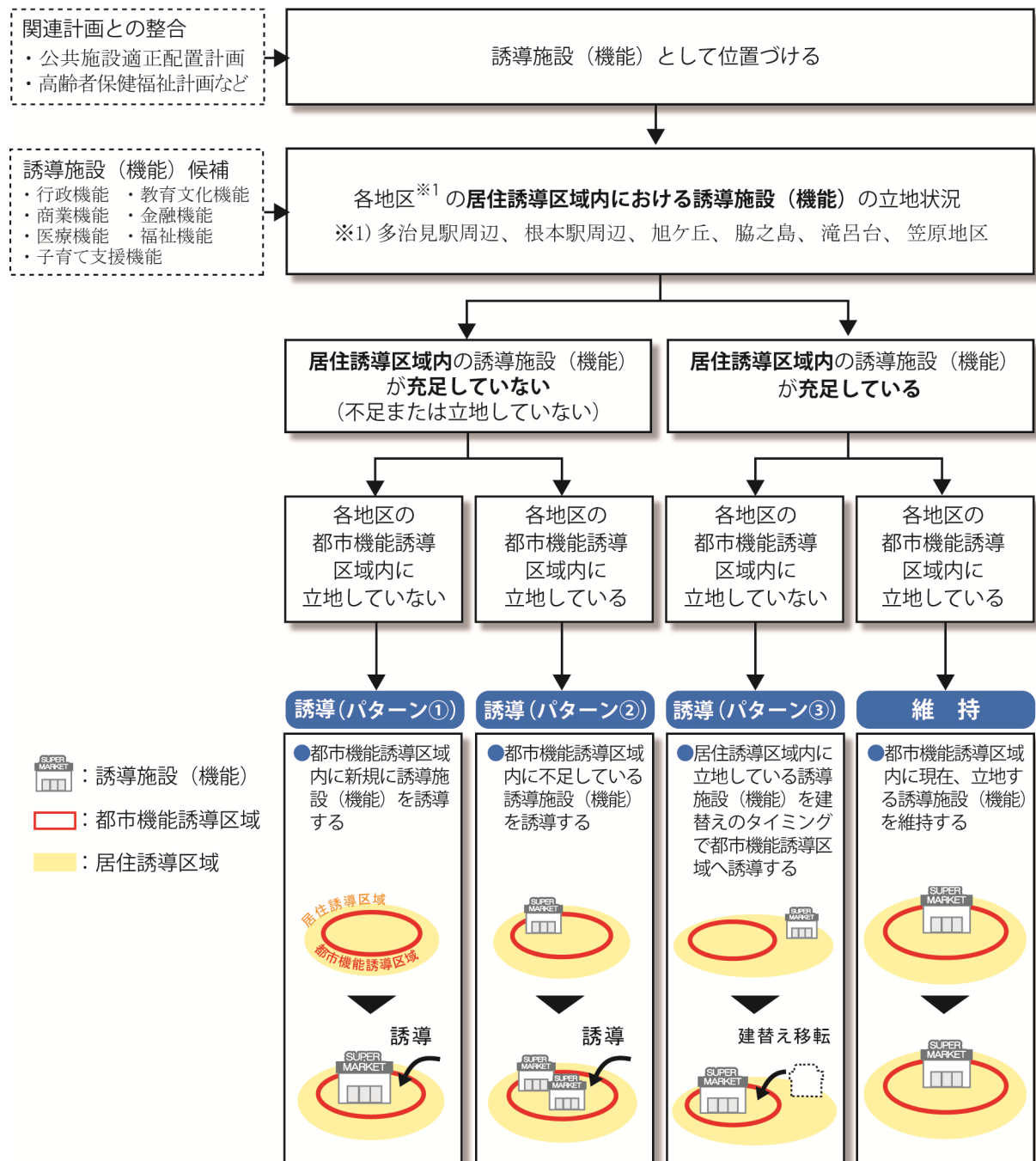
区分	種 別	根拠法	該当施設（機能） （具体的な施設分布は「資料編」参照）
行政 施設	市役所・地区事務所	・多治見市役所の位置を定める条例 ・多治見市役所駅北庁舎の設置及び管理に関する規則 ・多治見市地区事務所設置規則	・市役所本庁舎 ・市役所駅北庁舎 ・地区事務所
教育・ 文化 施設	図書館	・図書館法第2条	・まなびパーク（学習館）
	文化会館・美術館等	・博物館法第2条第1項 ・博物館法第29条	・多治見総合文化会館 ・モザイクタイルミュージアム
商業 施設	大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条第2項	・店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗
	食品スーパー		
金融 施設	銀行・信用金庫・郵便局等	・銀行法第4条 ・信用金庫法第4条 ・労働金庫法第6条 ・農林中央金庫法 ・株式会社商工組合中央金庫法 ・日本郵便株式会社法第4条	・普通銀行 ・長期金融機関（信託銀行） ・中小企業金融専門機関（信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫） ・郵便局
医療 施設	病院	・医療法第4条の2 ・医療法第4条 ・医療法第1条の5第1項	「岐阜県医療計画」において病院として位置づけのある以下の施設 ・岐阜県立多治見病院 ・多治見市民病院 ・タジミ第一病院 ・サニーサイドホスピタル
	診療所	・医療法第1条の5第2項	・内科または外科を含む診療所
福祉 施設	福祉センター	・多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第2条	・総合福祉センター
	保健センター	・地域保健法第18条	・多治見市保健センター（駅北庁舎内）
	高齢者福祉事業所（訪問系、通所系）	・介護保険法第8条第15項	・訪問系サービス事業所 ・通所系サービス事業所
	高齢者福祉事業所（小規模多機能型居宅介護）	・介護保険法第8条第14項	・小規模多機能型居宅介護事業所
	高齢者向け住宅	・高齢者住まい法 ・老人福祉法	・サービス付き高齢者向け住宅 ・住宅型有料老人ホーム
	障がい者福祉事業所	・障害者総合支援法第5条第2項 ・障害者総合支援法第5条第7、12、13、14項 ・児童福祉法第21条の5	・障害福祉サービス事業所（訪問系） ・障害福祉サービス事業所（日中活動） ・障害児通所支援事業所
子育て 支援 施設	子育て支援センター・子育て支援ひろば	・児童福祉法第6条の3第6項	・子育て支援センター ・子育て支援ひろば
	児童館・児童センター	・児童福祉法第40条	・児童館 ・児童センター
	保育園・幼稚園・こども園	・児童福祉法第39条第1項 ・学校教育法第1条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	・保育園 ・幼稚園 ・認定こども園

【誘導施設（機能）の設定の流れ】

- ・誘導施設（機能）の設定にあたっては、将来の拠点徒歩圏内（居住誘導区域）の居住者の年齢構成を踏まえ、以下の流れに基づき設定しました。（具体的な施設立地や誘導の考え方は「資料編」（59 ページ以降）を参照）

※なお、高齢者福祉事業所と高齢者向け住宅については、「多治見市高齢者保健福祉計画2018」に基づき、事業所と施設の総数は維持した上で、都市機能誘導区域外から区域内へ移転することにより、施設（機能）の誘導・充実を図るものとします。

■誘導施設（機能）の設定フロー



②誘導施設（機能）

- ・都市機能誘導区域ごとに以下のように誘導施設（機能）を設定します。
- ・誘導施設（機能）については、都市機能誘導区域外への立地や都市機能誘導区域内における休廃止の際に市への事前届出が必要となりますが、立地に対して本計画を根拠とした法的な制限が設けられることはありません。

■誘導施設として位置づける施設（機能）

【凡例】 ●：現在立地していない施設（機能）を誘導 ○：現在立地する施設（機能）を維持 ◎：現在立地している施設（機能）の充実 ■：その地区では誘導しない施設（機能）		行政	教育文化		商業	金融	医療		福祉						子育て支援			
		市役所・地区事務所	図書館	文化会館・美術館等	大規模小売店舗（※１）	食品スーパー	銀行・信用金庫・郵便局等	病院	診療所	福祉センター	保健センター	系） 高齢者福祉事業所（訪問・通所	機能型居宅介護） 高齢者福祉事業所（小規模多	高齢者向け住宅（※２）	障がい者福祉事業所（※３）	子育て支援センター・ひろば	児童館・児童センター	保育園・幼稚園・こども園等
中心 拠点 地域 拠点	①多治見駅 周辺地区	○	○	○	○		○	○		○	○	◎	○	○	○	○	○	○
	②根本駅 周辺地区				○		◎		◎			◎	●	○	◎			○
	③旭ヶ丘地区	○				○	◎	○	○			◎	●	○	◎		○	○
	④脇之島地区	○				●	◎		●			◎		●	●		○	●
	⑤滝呂台地区				○		●		◎			◎		○	◎			◎
	⑥笠原地区	○		○	○	○	○		○			◎		●	◎	○	○	○

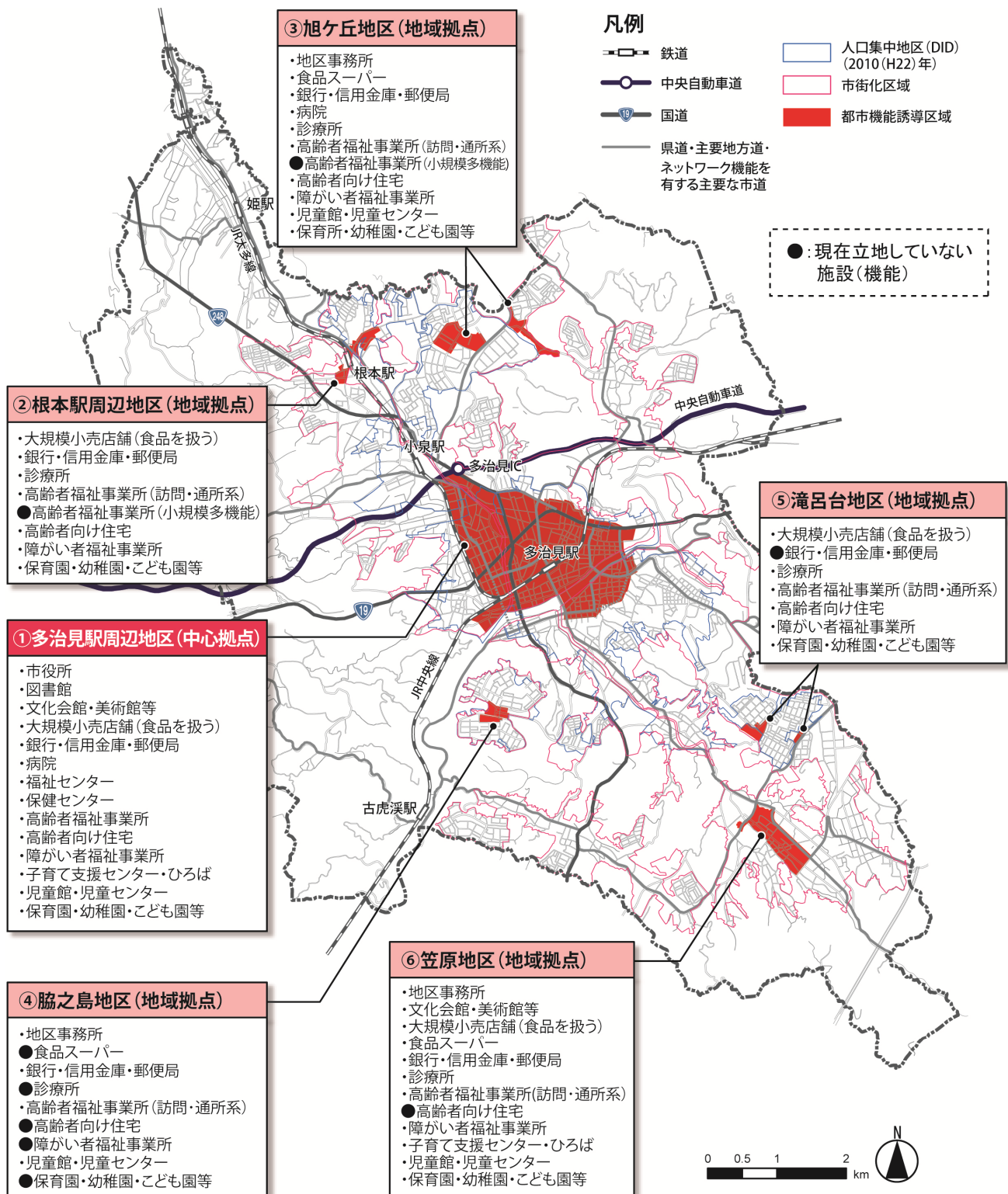
注①：誘導施設（機能）に位置づけない公共施設（小中学校、調理場、公民館、公営住宅、駐車場等）は、「多治見市公共施設適正配置計画」に基づき適正配置を進める。

注②：高年齢者福祉事業所、高年齢者向け住宅の「●」や「◎」については、現在の事業所・施設数を維持したまま、誘導区域内へ誘導することを意味する。

※1) 大規模小売店舗：店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗を対象

※2) 高年齢者向け住宅：サービス付き高年齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

※3) 障がい者福祉事業所：障害福祉サービス事業所（訪問系）、障害福祉サービス事業所（日中活動）、障害児通所支援事業所



各都市機能誘導区域における誘導施設(機能)